

従来ルールの徹底化の方針（建築（営繕）工事）

【試験成績書】（電気・機械：25、82）

記載頁	建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 1－4－5 建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 1－4－6
関係基準等	
内容	標準仕様書等及び特記仕様書の記載内容により、必要に応じ機器の試験を行い、試験成績書を提出して監督員の承諾を受ける。
簡素化の方針	試運転、動作試験等により、現場で機器の性能が確認できるものについては、提出不要。

【工事写真】（建築：63、電気・機械：58）

記載頁	建築工事標準仕様書（建築工事編） 1－2－4 建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 1－2－4 建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 1－2－4
関係基準等	
内容	隠ぺい部分、一工程の施工を完了した場合等は、工事写真を施工記録として整備する。
簡素化の方針	完成後、現地にて測定が可能なもの（可視部）の撮影については、細別ごとに1回で可とし、後は省略できる。

【社内基準検査報告書】（建築：64、電気・機械：59）

記載頁	建築工事標準仕様書（建築工事編） 1－2－2 建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 1－2－2 建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 1－2－2
関係基準等	
内容	社内基準に照らして行った検査の結果を、報告書として提出する。
簡素化の方針	施工計画書に、社内検査に係る規定を記載し、監督員の承諾を受けている場合は、当該計画書に基づき、必要な検査や報告書の提出を行う。